



女性が安心して暮らせる社会 【福岡市女性支援基本計画】

目指す姿

様々な問題を抱え、女性であることに起因して困難な立場に置かれている女性が、多様な支援を包括的に受けることができるとともに、人権尊重及び男女平等が実現し、女性が安心して、かつ、自立して暮らすことができる社会を目指します。

施策の方向 1

安心して相談できる体制の充実

- 多様な悩みや複合的な困難を抱えた女性が安心して相談できる体制づくりを進めます。
- 性暴力の被害者、在住外国人、高齢者や障がいのある人など、相談者の状況に配慮した対応を行います。
- 困難を抱える女性が、できる限り早期に相談につながり、必要な支援を受けることができるよう、様々な機会をとらえた相談窓口の周知を図ります。
- 支援を必要とする対象者の早期把握に努め、被害者に寄り添った支援を行います。

29 相談体制の充実

- 多様な悩みや複合的な困難を抱えている女性の相談を受け止め、解決の道筋を自己決定・自己選択できるよう支援します。
- 様々な相談機関が連携し、多様化・複合化・複雑化する相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。
- DV、ストーカー被害など、法的支援が必要な場合に弁護士による法律相談を実施します。
- 継続した切れ目のない柔軟な支援体制の構築に向け、女性相談支援員の適切な人員配置について検討を進めます。

取 組 み	担当局
○女性相談支援員による相談	市民局 こども未来局
○つながりサポート相談室 ○アミカス相談室における相談(再掲) ○暴力被害女性を対象とした法律相談 ○法律相談 ○市民相談室 ○人権啓発相談室(再掲) ○消費生活相談	市民局 市長室
○産前・産後母子支援センター「こももティエ」 ○ひとり親家庭支援センター ○困難な状況にある若者の相談支援 ○こども総合相談センター(えがお館)における相談	こども未来局
○区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談	保健医療局

取 組 み	担当局
○区福祉の総合相談窓口における相談(再掲) ○福岡市生活自立支援センターにおける相談 ○働く人の介護サポートセンター事業 ○民生委員・児童委員による支援	福祉局
○福岡市就労相談窓口事業	経済観光文化局

●在住外国人に対しては、言語や文化の違いを考慮して相談対応にあたります。

●在住外国人が窓口等で意思疎通を図り、十分な情報を得られるよう、電話通訳等の活用を図ります。

取 組 み	担当局
○福岡市外国人総合相談支援センター ○区役所・相談窓口における電話通訳等の一括導入	総務企画局

●性暴力の被害者に対しては、その被害の特質や影響などを十分踏まえ、総合的支援を行う専門機関と協力して対応します。

取 組 み	担当局
○性暴力被害者支援センター・ふくおか(再掲)	市民局

●高齢者や障がいのある相談者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。

取 組 み	担当局
○地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)(再掲) ○障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業(再掲)	福祉局

●性的マイノリティの当事者のプライバシーに配慮して相談対応を行います。

取 組 み	担当局
○LGBTQ電話相談(再掲)	市民局

30 支援対象者の早期把握

●相談者の状況に応じ、訪問相談等のアウトリーチを実施します。

●できる限り早期に相談につながるよう、相談窓口や施策についての情報発信強化に取り組みます。

●生きづらさを抱えた若年女性など、公的支援につながりにくい対象者に向けた効果的な支援を、関係機関と連携して検討します。

取 組 み	担当局
○困難女性支援調整会議 ○つながりサポート相談室(再掲) ○女性支援に関する情報発信の強化	市民局

- 相談者の状況に応じ、適切に安全が確保できるよう、関係機関と連携し対応します。
- 支援対象者に同伴児童がいる場合は、同伴児童本人の状況や意見をよく聞き取り、必要に応じて関係機関とも連携し、子ども一人ひとりの最善の利益を図ります。

31 一時保護者の状況に応じた支援

- 高齢、障がいなど相談者の状況に応じ、他施策の関係機関と連携して適切な一時保護を行います。
- 安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。
- 被害者の保護のため、相手方による住民基本台帳の閲覧及び交付等の制限により、厳重な情報管理を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○相談者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護 ○DV被害者等自立生活援助事業(再掲) ○DV及びストーカー行為等の被害者支援に係る住民基本台帳事務(再掲) ○性暴力被害者支援センター・ふくおか(再掲) 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援員による県や警察との連携対応 	市民局 こども未来局

32 同伴児童への支援

- 児童相談所や区子育て支援課、教育機関と連携し、同伴児童の心的外傷へのケアを実施するなど、子どもの権利を尊重し、意見表明を支援します。
- 保護者である女性が同伴児童の養育を十分に行えない場合は、保育やショートステイ等の適切な支援につなげます。
- 避難後の同伴児童の通園・通学に関して、保育所や学校、教育委員会等と速やかに連絡調整を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング)(再掲) 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもショートステイ(子育て短期支援事業)(再掲) 	こども未来局

- 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を尊重し、最適な支援を行います。
- 地域社会において安定的に生活していけるよう、生活再建を支える各種サービスの支援につなげます。
- 被害からの心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、中長期的に寄り添い続ける切れ目のない支援を行います。

33 自立のための支援

- 本人の希望や意思を最大限尊重し、関係機関と緊密に連携しながら各種福祉サービス等の利用にかかる総合調整を行います。
- 悩みや情報などを共有できるよう、居場所づくりを行います。
- 地域で定着し自立して暮らしていけるよう、経済的自立、住まいの確保などの生活再建に向けた継続的支援を行います。

取 組 み	担当局
○DV被害者等自立生活援助事業(再掲) ○性的マイノリティ交流事業(再掲)	市民局
○児童手当(再掲) ○産後ケア事業 ○産前・産後母子支援センター「こももティエ」(再掲)	こども未来局
○生活保護制度(再掲) ○無料低額診療事業(再掲) ○生活困窮者自立支援制度(再掲) ○成年後見制度利用支援事業(高齢者) ○成年後見利用支援事業(障がい者)	福祉局
○子育て世帯の住替えに係る助成(再掲) ○高齢者世帯の住替えに係る助成 ○セーフティネット住宅入居支援事業(再掲) ○住まいサポートふくおか ○市営住宅における優遇措置	住宅都市みどり局
○就学援助制度(再掲) ○放課後児童クラブ事業	教育委員会

- 在住外国人が地域コミュニティの一員として生活できるよう、日本語習得の支援や多言語による情報提供等を実施します。

取 組 み	担当局
○日本語習得の支援、情報提供 ○区役所での転入手続き時における外国人向けの生活ガイダンス	総務企画局
○多言語による母子健康手帳 ○多言語による乳幼児健診票	こども未来局

●ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、生活支援や就業支援など包括的な支援を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○ひとり親家庭就業支援事業 ○就業支援講習会(再掲) ○ひとり親家庭自立支援給付金事業(再掲) ○高等職業訓練促進資金貸付事業(再掲) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲) ○児童扶養手当(再掲) ○母子生活支援施設における自立支援(再掲) 	<p style="text-align: center;">こども未来局</p>

34 心理的ケアの充実

●被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻す支援を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング)(再掲) ○アミカスDV被害者支援のためのグループワーク(再掲) ○性暴力被害者支援センター・ふくおか(再掲) 	<p style="text-align: center;">市民局</p>

- 多岐にわたる複雑・多様化した課題の解決に向け、多機関が連携・協働し、適切な支援が早期から切れ目なく実施されるよう努めます。
- 関係機関及び民間団体による支援活動の特長を生かし、対等な立場で連携・協働することにより、より良い女性支援を目指します。

35 関係機関との連携・協働

- 困難を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、関係部署や多機関協働の会議を開催し、情報交換や支援内容について協議を行います。
- 福祉、保健医療、子育て、住まい、教育、その他多岐にわたる分野との連携を進めます。
- 連携にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意し、守秘義務を遵守します。

取 組 み	担当局
<input type="checkbox"/> 困難女性支援調整会議(再掲) <input type="checkbox"/> 国・県等が主催する会議への参加 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等支援連絡会議 <input type="checkbox"/> 消費生活サポーター事業	市民局
<input type="checkbox"/> 若者支援地域協議会 <input type="checkbox"/> 要保護児童支援地域協議会(再掲)	こども未来局
<input type="checkbox"/> 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会	福祉局
<input type="checkbox"/> 自殺対策推進幹事会	保健医療局

36 民間団体との連携・協働

- 対等な関係性の下、女性本人を中心とした連携・協働を図ります。
- 困難女性支援調整会議を活用し、行政と民間それぞれの良さや強みを生かした相互連携を図ります。
- 民間団体が展開する様々な支援策を把握し、新たな支援の取組みについて検討を進めます。
- 市民団体と連携し、市民向けの講演会や啓発イベントの開催を支援します。

取 組 み	担当局
<input type="checkbox"/> 困難女性支援調整会議(再掲) <input type="checkbox"/> 市民グループ活動支援事業(再掲)	市民局

- 困難を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な支援を行うことができる人材の育成に努めます。
- 女性支援に関係する部局や民間団体職員等に対し、女性支援に関する理解の促進と資質の向上に努めます。
- 様々な機会を活用し、女性の人権を尊重する意識の醸成に努めます。

37 人材育成・研修

- 困難を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性支援に携わる機関や団体職員等の専門的知識の習得及び相談援助技術の向上を図ります。
- 女性支援において重要な役割を担う女性相談支援員が必要な能力や知識を体系的・網羅的に習得できるよう、研修の体系化及び受講管理に取り組みます。
- 二次被害(被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと)を防止するため、行政職員や支援者を対象にした研修を実施します。
- 適正な情報管理についての周知と理解を徹底します。
- 女性相談支援員の処遇改善に向けた検討を進めます。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性支援関係機関・団体の専門性強化のための取組み ○ 配偶者等からの暴力防止に関する研修講師派遣事業(再掲) ○ 外部の専門研修への参加(再掲) ○ 相談員スーパービジョン研修 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、主任児童委員における研修 	こども未来局 福祉局

38 女性の人権の尊重を図るための教育・啓発

- 女性が困難を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知を行います。
- 講演会や啓発イベントを開催し、市民の意識の醸成を図ります。
- 子どもに対し、発達段階を踏まえた男女平等教育、人権教育、性教育を実施します
- 幅広い対象に情報が届くよう、多様な言語やツールを活用した効果的な広報啓発を推進します。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○女性支援推進にかかる広報啓発 ○市民向け講演会 ○アミカスフェスタ(再掲) ○女性のための支援講座 ○消費者教育出前講座 ○性的マイノリティに関する講演会等の開催(再掲) ○人権尊重週間「福岡市人権を尊重する市民の集い」(再掲) ○人権総合講座(ココロンセミナー)(再掲) ○ハートフルフェスタ福岡 ○若年層に向けたデートDV等に関する教育啓発 ○防犯に関する出前講座(再掲) ○消費生活情報の広報啓発 ○性的マイノリティに関する啓発リーフレットの作成・配布(再掲) ○人権啓発用音源「こころのオルゴール」(再掲) 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用(再掲) 	市民局 教育委員会